

議第四十一号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十の項中「宅地造成等規制法(」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第六号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十三号を第二十一号とし、同項第二十四号中「宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第三十条の規定により」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十五号を第二十三号とし、同項市町村又は広域連合の欄中「第二十四号」を「第二十二号」に、「第二十五号」を「第二十三号」に改める。

(岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「は、」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五

号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加える。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一九の表中「宅地造成等規制法の」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法の」に改め、同表一の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表三の項中「宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号) 第三十条に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

提 案 説 明

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。